

議案第 11 号
議決第 号

始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する
条例制定の件

始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を
制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）2月18日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市公共施設等使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

目次

- 第1章 総務部関係（第1条―第3条）
- 第2章 企画部関係（第4条―第13条）
- 第3章 加治木・蒲生総合支所関係（第14条―第17条）
- 第4章 保健福祉部関係（第18条―第22条）
- 第5章 教育部関係（第23条―第43条）
- 第6章 農林水産部関係（第44条―第69条）
- 第7章 建設部関係（第70条・第71条）
- 附則

第1章 総務部関係

（始良市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 始良市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条
例第209号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12
号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 始良市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第20条関係）

1 大ホール・小ホールの基本使用料

(1) 大ホール

(単位：円)

区分		9～12 時	12～13 時	13～17 時	17～18 時	18～22 時	9～17 時	13～22 時	9～22 時
入 場 料 の 徴 収 な し	平 日	15,000	4,500	23,000	6,900	30,000	36,120	52,110	65,900
	土 日 祝	17,200	5,160	26,450	7,930	34,500	41,480	59,920	75,720
入 場 料 が 2 、 0 0 0 円 以 下	平 日	19,500	5,850	29,900	8,970	39,000	46,960	67,740	85,670
	土 日 祝	22,500	6,750	34,500	10,350	45,000	54,180	78,160	98,850
入 場 料 が 2 、 0 0 1 円 以 上	平 日	30,000	9,000	46,000	13,800	60,000	72,250	104,220	131,800
	土 日 祝	36,000	10,800	55,200	16,560	72,000	86,700	125,070	158,160

備考

- 1 使用者が会館の施設、設備等を使用する時間（以下「使用時間」

という。)には、準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

- 2 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当すると認められる金員を収受するときは、入場料を徴収する場合とみなし、この表の規定を適用する。
- 3 使用者が、一の日の午前9時から午後10時までの間に大ホールを使用する場合で、当該使用時間内に専らその使用に係るリハーサル、練習又は準備のためにのみ使用する時間があるときは、当該使用時間の使用料は、この表の規定にかかわらず、この表に定める時間の区分に応じ、入場料を徴収しない場合に限り、当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、当該使用時間内の全部が専らリハーサル、練習又は準備のためにのみ使用する時間であるときは、この限りでない。
- 4 使用者が、この表に規定する時間の区分以外の時間において全館の施設を使用する場合の使用料の額は、その使用の目的にかかわらず、次の表の左欄に掲げる使用時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

使用時間の区分	使用料の額
午前9時以前に使用する場合	1時間までごとにつき、午前9時から正午までの当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額
午後10時以降に使用する場合	1時間までごとにつき、午後6時から午後10時までの当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額

- 5 使用者が、商品の宣伝、展示又は販売等の商業行為を目的として会館の施設を使用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、基本使用料の額及び備考1から備考4までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、100分の200を乗じて得た額とする。
- 6 使用者が、市の区域内に居住しない者である場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、基本使用料の額及び備考1から備考5までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、100分の120を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が冷暖房装置を使用する場合は、基本使用料の額及び備考1から備考6までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、次の表に定める額により算定して得た額を加算する。この場合において、当該使用時間が30分以内のときは1時間当たりの冷暖房使用料の2分の1の額を、30分を超え1時間以内のときは1時間当た

りの冷暖房使用料を加算する。

区分	1 時間当たりの冷暖房使用料	
	暖房（円）	冷房（円）
大ホール	2,340	2,770

(2) 小ホール

(単位：円)

区分		9～12 時	12～13 時	13～17 時	17～18 時	18～22 時	9～17 時	13～22 時	9～22 時
入 場 料 の 徴 収 な し	平 日	7,500	2,250	11,500	3,450	15,000	18,060	26,050	32,950
	土 日 祝	8,620	2,580	13,220	3,960	17,250	20,750	29,950	37,870
入 場 料 が 2 , 0 0 0 円 以 下	平 日	9,750	2,920	14,950	4,480	19,500	23,470	33,860	42,820
	土 日 祝	11,250	3,370	17,250	5,170	22,500	27,080	39,080	49,410
入 場 料 が 2 , 0 0 0 1	平 日	15,000	4,500	23,000	6,900	30,000	36,120	52,110	65,900
	土 日 祝	18,000	5,400	27,600	8,280	36,000	43,350	62,530	79,080

円 以 上									
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当すると認められる金員を収受するときは、入場料を徴収する場合とみなし、この表の規定を適用する。
- 3 使用者が、一の日の午前9時から午後10時までの間に小ホールを使用する場合で、当該使用時間内に専らその使用に係るリハーサル、練習又は準備のためにのみ使用する時間があるときは、当該使用時間の使用料は、この表の規定にかかわらず、この表に定める時間の区分に応じ、入場料を徴収しない場合に限り、当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、当該使用時間内の全部が専らリハーサル、練習又は準備のためにのみ使用する時間であるときは、この限りでない。
- 4 使用者が、この表に規定する時間の区分以外の時間において全館の施設を使用する場合の使用料の額は、その使用の目的にかかわらず、次の表の左欄に掲げる使用時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

使用時間の区分	使用料の額
午前9時以前に使用する場合	1時間までごとにつき、午前9時から正午までの当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額
午後10時以降に使用する場合	1時間までごとにつき、午後6時から午後10時までの当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額

- 5 使用者が、商品の宣伝、展示又は販売等の商業行為を目的として会館の施設を使用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、基本使用料の額及び備考1から備考4までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、100分の200を乗じて得た額とする。
- 6 使用者が、市の区域内に居住しない者である場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、基本使用料の額及び備考1から備考5までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、100分の120を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が冷暖房装置を使用する場合は、基本使用料の額及び備考

考 1 から備考 6 までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、次の表に定める額により算定して得た額を加算する。この場合において、当該使用時間が30分以内のときは1時間当たりの冷暖房使用料の2分の1の額を、30分を超え1時間以内のときは1時間当たりの冷暖房使用料を加算する。

区分	1 時間当たりの冷暖房使用料	
	暖房（円）	冷房（円）
小ホール	850	1,060

2 大ホール・小ホール以外の施設の基本使用料

（単位：円）

区分	9～ 12時	12～ 13時	13～ 17時	17～ 18時	18～ 22時	9～ 17時	13～ 22時	9～ 22時
楽屋 1・2	300	90	460	130	600	720	1,030	1,310
楽屋 3・ 4・5	600	180	920	270	1,200	1,440	2,070	2,630
大ホールス テージ	5,190	1,550	7,950	2,380	10,380	12,480	18,010	22,780
小ホールス テージ	2,100	630	3,220	960	4,200	5,050	7,290	9,220
練習室	480	140	730	210	960	1,140	1,650	2,090
リハーサル 室	870	260	1,330	390	1,740	2,090	3,010	3,800
展示室	1,560	460	2,390	710	3,120	3,740	5,410	6,830
第 1・2・ 3・4 会議 室	780	230	1,190	350	1,560	1,870	2,690	3,410
工作室	600	180	920	270	1,200	1,440	2,070	2,630
和室 1	600	180	920	270	1,200	1,440	2,070	2,630
和室 2	300	90	460	130	600	720	1,030	1,310
調理室	1,440	430	2,200	660	2,880	3,450	4,990	6,310
上記以外 10 m ²	150	40	230	60	300	350	510	640

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料に相当すると認められる金員を収受するときは、

入場料を徴収する場合とみなし、この表の規定を適用する。

- 3 使用者が、一日の午前9時から午後10時までの間に小ホールを使用する場合で、当該使用時間内に専らその使用に係るリハーサル、練習又は準備のためにのみ使用する時間があるときは、当該使用時間の使用料は、この表の規定にかかわらず、この表に定める時間の区分に応じ、入場料を徴収しない場合に限り、当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、当該使用時間内の全部が専らリハーサル、練習又は準備のためにのみ使用する時間であるときは、この限りでない。
- 4 使用者が、この表に規定する時間の区分以外の時間において全館の施設を使用する場合の使用料の額は、その使用の目的にかかわらず、次の表の左欄に掲げる使用時間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

使用時間の区分	使用料の額
午前9時以前に使用する場合	1時間までごとにつき、午前9時から正午までの当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額
午後10時以降に使用する場合	1時間までごとにつき、午後6時から午後10時までの当該基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額

- 5 この表において施設の基本使用料が「10㎡当たり」と定められている会館の施設を使用する場合において、その使用する面積に10㎡に満たないものがあるときは、これを10㎡とみなし当該基本使用料の規定を適用する。
- 6 使用者が、商品の宣伝、展示又は販売等の商業行為を目的として会館の施設を使用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、基本使用料の額及び備考1から備考5までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、100分の200を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が、市の区域内に居住しない者である場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、基本使用料の額及び備考1から備考6までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、100分の120を乗じて得た額とする。
- 8 使用者が冷暖房装置を使用する場合は、基本使用料の額及び備考1から備考7までの規定をそれぞれ適用し算定した額に、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額により算定して得た額を加算する。この場合において、当該使用時間が30分以内のときは1時間当たりの冷暖房使用料の2

分の 1 の額を、30分を超え 1 時間以内のときは 1 時間当たりの冷暖房使用料を加算する。

区分	1 時間当たりの冷暖房使用料	
	暖房（円）	冷房（円）
練習室	210	210
リハーサル室	320	420
楽屋 1	100	100
楽屋 2	100	100
楽屋 3	210	210
楽屋 4	210	210
楽屋 5	210	210
展示室	640	740
第 1 会議室	260	320
第 2 会議室	260	320
第 3 会議室	260	320
第 4 会議室	260	320
工作室	210	210
和室 1	210	210
和室 2	160	160
大ホールステージ	960	1,170
小ホールステージ	370	420
調理室	640	740
上記に掲げるものの以外の施設	100	100

3 会館の設備等の基本使用料

種別	単位	基本使用料
舞台関係設備及び備品	1 回、1 単位につき	6,410円以内で規則で定める額
照明関係設備及び備品	1 回、1 単位につき	2,780円以内で規則で定める額
音響関係設備及び備品	1 回、1 単位につき	3,200円以内で規則で定める額
映写映像設備及び備品	1 回、1 単位につき	1,570円以内で規則で定める額

楽器	1 回、1 単位につき	11,520 円以内で規則で定める額
特殊施設	1 回、1 単位につき	2,130 円以内で規則で定める額

（始良市行政財産使用料条例の一部改正）

第 3 条 始良市行政財産使用料条例（平成22年始良市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「100分の4.32」を「100分の4.40」に改める。

第 6 条中「100分の7.56」を「100分の7.70」に改める。

第 7 条中「108分の100」を「110分の100」に改める。

第 2 章 企画部関係

（始良市重富海水浴場売店使用料条例の一部改正）

第 4 条 始良市重富海水浴場売店使用料条例（平成22年始良市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第 4 条の見出し中「納付」の次に「及び還付」を加える。

第 5 条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 5 条 始良市重富海水浴場売店使用料条例の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「28,080」を「28,600」に、「37,800」を「38,500」に改める

（始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 6 条 始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条、第19条関係）

区分	使用料
特産品等の展示、販売コーナー	1 m ² 当たり月額 5,243円
駐車場（イベント広場）	1 m ² 、1 時間当たり 32円

備考

1 使用の面積が 1 平方メートルに満たないときは、その使用する

面積に応じて算定した額の使用料を徴収する。この場合において、使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 使用の時間が30分以内の場合は、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を、30分を超え 1 時間以内の場合は、1 時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。

第 7 条 始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「5,243円」を「5,200円」に、「32円」を「33円」に改める。

（始良市蒲生観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 8 条 始良市蒲生観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「5,142円」を「5,230円」に改める。

第 9 条 始良市蒲生観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「12,343円」を「12,570円」に改める。

（始良市住吉池公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 10 条 始良市住吉池公園の設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条 第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 2 中

「

区分		単位	金額
			円
1	入村料		無料
2	テント（5 人用）	1 張 1 泊	1,543
3	テント持込料	〃	515
4	寝具		
	毛布	1 枚 1 泊	103
	ゴザ	〃	103
	マット	〃	103
	枕	1 個 1 泊	103

5	食器類		無料
6	バーベキューセット	1 式 1 泊	1,029
7	バンガロー		
	5 人用	1 棟 1 泊	3,909
	8 人用	〃	5,349

」を

「

区分		単位	金額
			円
1	入村料		無料
2	テント持込料	1 張 1 泊	515
3	寝具		
	毛布	1 枚 1 泊	103
	マット	〃	103
	枕	1 個 1 泊	103
4	バーベキューセット	1 式 1 泊	550
5	バンガロー		
	5 人用	1 棟 1 泊	3,909
	8 人用	〃	5,349

」に改める。

第11条 始良市住吉池公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第11条関係）

公園内の使用料

区分	単位	金額
売店	1 m ² 、1 日につき	220円

別表第2金額の欄中「515」を「550」に、「103」を「110」に、「3,909」を「4,000」に、「5,349」を「5,400」に改める。

（始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第13条中「き損」を「毀損」に改める。

第13条 始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第18条関係）

室名	単位	使用料
第1講習室	1時間当たり	110円
第2講習室		160円
会議室		110円
軽運動室		220円
調理実習室		220円

備考 使用の時間が30分以内の場合は、1時間当たりの使用料の2分の1の額を、30分を超え1時間以内の場合は、1時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。

第3章 加治木・蒲生総合支所関係

（始良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 始良市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「温泉保養券」を「健康チケットあいあい又は温泉保養券」に改める。

第15条 始良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2くすの湯の欄中「250円」を「300円」に、「110円」を「150円」に改め、同表備考の欄中「幼児は無料」を「未就学児は無料」に改め、同表特浴料の項を削り、同表くすの湯の欄中「2,500円」を「3,000円」に、「1,100円」を「1,500円」に改め、同表中

「

会議室		1人につき	100円	
-----	--	-------	------	--

」を

「

大会議室		1時間当たり	500円	
小会議室		1時間当たり	250円	

」に

改め、同表備考2中「研修室」を「研修室並びに大会議室及び小会議室」に改める。

(始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第2条の表錦江駅前広場駐車場の項を削る。

第5条中「(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)」を削る。

第9条第1項第3号中「並びにパーキング・メーター」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第5条、第16条関係)

区分	期間	使用料	備考
1 自動車、1 区画につき	月の初日から末日 までを単位とする	3,000円	当該月分を前納 しなければならない。ただし、4 月分の納入期限 は、4月末の平日 とする。

備考 月の中途から開始及び休止の場合の使用料は、表の額のとおりとする。

第17条 始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「3,000円」を「3,200円」に改める。

第4章 保健福祉部関係

(始良市加治木福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 始良市加治木福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第93号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

1 福祉センター基本使用料

区分(1時間当たり)	使用料
ステージ	130円
ホール	870円
第1会議室	130円
第2会議室	130円
第3会議室	70円
第4会議室	70円

第 5 会議室	70 円
第 6 会議室	70 円
調理室（1 回につき）	2,150 円

備考

- 1 各施設の利用時間には、利用前の準備又は利用後の後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 各施設（調理室を除く。）の利用時間が30分以内の場合には、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額を、30 分を超え 1 時間以内の場合は、1 時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 3 市外利用者の場合は、基本使用料は 2 倍の額とする。
- 4 入場料又はこれに類するものを徴収せずに、商業的宣伝、慰安等に使用する場合は、基本使用料は 1.5 倍の額とする。
- 5 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、基本使用料は 2 倍の額とする。
- 6 国又は地方公共団体が後援するもので、入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本使用料は 1.5 倍の額とする。

2 冷暖房装置使用料

区分（1 時間当たり）		使用料
ホール	冷房装置	660 円
	暖房装置	550 円
会議室	冷房装置	110 円
	暖房装置	110 円

3 附属設備使用料

スポットライト	1 対 1 時間当たり	330 円
フットライト	1 式 1 時間当たり	170 円
ボーダーライト	1 式 1 時間当たり	330 円
特殊設備設置料	使用器具 1 k W 時	60 円
ピアノ	1 時間当たり	170 円

（始良市加治木ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 始良市加治木ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第20条関係）

区分	午前 8 時 30 分 から正午まで	正午から午後 5 時まで	午前 8 時 30 分 から午後 5 時まで
多目的ホール	990円	1,430円	2,420円
多目的研修室	550円	770円	1,320円
交流室	330円	440円	770円
ライブラリー室	330円	440円	770円
冷暖房使用料	1 時間当たり 110円		

備考

- 1 使用者がセンターの施設等を使用する時間には、準備及び後片付け等に要する時間も含むものとする。
- 2 冷暖房装置の使用時間が30分以内のときは1時間当たりの冷暖房使用料の2分の1の額を、30分を超え1時間以内のときは1時間当たりの冷暖房使用料を徴収する。

(始良市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第20条 始良市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第3項」を「第15条第7項」に改める。

第4条第1項の表始良高齢者福祉センターの欄中「午後6時」を「午後5時」に改め、同条第3項第2号中「12月31日から翌年1月2日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改める。

第8条第1項ただし書を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、浴場を使用する者は、市長の発行する健康チケットあいあい又は温泉保養券を使用料の一部として使用することができる。

第10条中「き損」を「毀損」に改める。

別表(1) 始良高齢者福祉センター使用料の表午後1時から午後6時までの欄中「午後1時から午後6時まで」を「午後1時から午後5時まで」に改め、同表午前9時から午後6時までの欄中「午前9時から午後6時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同表備考の欄を次のように改める。

備考
1 小人(中学生まで)は、高齢者と同

額とする。

2 団体の取扱いは、
15人以上とし、使用
時間は、午後4時ま
でとする。

3 入浴時間は、午前
10時から午後4時ま
でとし、6月1日か
ら8月31日までは午
前10時から午後5時
までとする。

第21条 始良市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第14条関係）

(1) 始良高齢者福祉センター使用料

ア 浴場

区分		使用料
高齢者等	個人	100 円
	団体	100 円
一般	個人	250 円
	団体	210 円

備考

1 団体は1人当たりの使用料とする。

2 小人（中学生まで）は、高齢者と同額とする。

3 団体の取扱いは、15人以上とする。

4 入浴時間は、午前10時から午後5時までとする。

イ 浴場以外

区分		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
一般	個人	250 円	250 円	500 円
	団体	210 円	210 円	420 円

備考 高齢者等の使用料は無料とする。

(2) 蒲生高齢者福祉センター使用料

区分	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
大広間	1,100 円	1,320 円	2,420 円
その他室	220 円	230 円	450 円

備考

- 1 割増料金については、普通料金の 5 割以内でその都度定める。
- 2 図書室の利用については、無料とする。
- 3 浴場の利用は、高齢者等のみとし、使用料は、無料とする。

(始良市竹細工等作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 始良市竹細工等作業所の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表中「竹細工作業所使用料」を削り、同表使用料の項中「540円」を「550円」に改める。

第 5 章 教育部関係

(始良市立学校施設使用料条例の一部改正)

第23条 始良市立学校施設使用料条例（平成22年始良市条例第192号）の一部を次のように改正する。

本則中「市長」を「教育委員会」に改める。

第24条 始良市立学校施設使用料条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

(1) 屋内運動場

	施設使用料 (1 時間当たり)	照明使用料 (1 時間当たり)
バレーボールコート 1 面当たり	110円	140円

備考

- 1 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。ただし、時間延長の場合も同様とする。
- 3 市外居住者が使用する場合は施設使用料は、上記使用料に10

割を加算した額とする。

(2) 武道館、柔剣道場

学校名	施設使用料 (1時間当たり)	照明使用料 (1時間当たり)
加治木中学校武道館 重富中学校柔剣道場 帖佐中学校柔剣道場	110円	160円

備考

- 1 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。ただし、時間延長の場合も同様とする。
- 3 市外居住者が使用する場合は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(3) 屋外運動場

ア 施設使用料 市民が使用する場合は無料とする。ただし、市外居住者が使用する場合は、1時間当たり440円とする。

イ 照明使用料(1時間当たり)

学校名	使用料
加治木小学校	70円
西浦小学校	140円
漆小学校	190円
帖佐中学校	80円

備考

- 1 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。ただし、時間延長の場合も同様とする。
- 3 加治木小学校及び帖佐中学校の照明施設は、1基当たりの使用料とする。

(始良市公民館条例の一部改正)

第25条 始良市公民館条例(平成22年始良市条例第201号)の一部を次のように改正する。

第16条中「(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税

及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第21条中「き損」を「毀損」に改める。

第26条 始良市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条、第26条関係）

1 校区公民館使用料

区分	施設使用料	冷暖房使用料
	1時間当たり	1時間当たり
校区公民館	130円	110円

備考

- 1 使用時間に30分以内の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1時間当たりの使用料の2分の1の額とする（計算後10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。
- 2 使用時間に30分を超え1時間未満の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1時間当たりの使用料の額とする。
- 3 始良市外の者が使用する場合の使用料は、上表に掲げる施設使用料に5割を乗じて得た額を加算した額とする。

2 始良公民館及び地区公民館

(1) 始良公民館使用料

施設使用料	区分			基本使用料	冷暖房使用料
				1 時間当たり	1 時間当たり
	大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	2,300円	2,300円
				練習、準備等を使用する場合700円	
			土日祝	3,000円	
				練習、準備等を使用する場合900円	
		入場料を徴収する場合	平日	4,900円	
				練習、準備等を使用する場合1,500円	
			土日祝	6,100円	
				練習、準備等を使用する場合1,800円	
会議室			260円	280円	

	小会議室	130円	140円
	研修室	260円	280円
	調理室	260円	280円
	和室 1	130円	140円
	和室 2	260円	280円
	多目的室	260円	280円
	控室	130円	140円
	広場	220円	
設備使用料	区分	1 回当たり	
	ピアノ	2,200円	
	放送機材一式	1,100円	

備考

- 1 使用時間に30分以内の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1時間当たりの使用料の2分の1の額とする（計算後10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。
- 2 使用時間に30分を超え1時間未満の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1時間当たりの使用料の額とする。
- 3 始良市外の者が使用する場合の使用料は、上表に掲げる施設使用料に5割を乗じて得た額を加算した額とする。

(2) 地区公民館使用料

区分	施設使用料	冷暖房使用料
	1 時間当たり	1 時間当たり
大会議室	260円	220円
その他会議室	130円	110円
調理室	260円	220円

備考

- 1 使用時間に30分以内の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1時間当たりの使用料の2分の1の額とする（計算後10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。
- 2 使用時間に30分を超え1時間未満の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1時間当たりの使用料の額とする。
- 3 始良市外の者が使用する場合の使用料は、上表に掲げる施設使用料に5割を乗じて得た額を加算した額とする。

3 蒲生公民館使用料

施設使用料	区分			基本使用料	冷暖房使用料
				1 時間当たり	1 時間当たり
	大ホール	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	平 日	1, 610円	1, 150円
				練習、準備等に使用 する場合 490円	
			土 日 祝	2, 100円	
				練習、準備等に使用 する場合 630円	
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平 日	3, 430円	
				練習、準備等に使用 する場合 1, 050円	
			土 日 祝	4, 270円	
				練習、準備等に使用 する場合 1, 260円	
みがき・とぎの間			260円	220円	
文殊の間			130円	110円	
静思の間			130円	110円	
くらしの間			260円	220円	
泉の間			130円	110円	
光の間			130円	110円	
設備使用料	区分			1 回 当 た り	
	ピアノ			2, 200円	
	放送機材一式			1, 100円	

備考

- 1 使用時間に30分以内の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額とする（計算後10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。
- 2 使用時間に30分を超え1 時間未満の端数時間があるときは、その端数に係る使用料の額は、1 時間当たりの使用料の額とする。
- 3 始良市外の者が使用する場合の使用料は、上表に掲げる施設使用料に 5 割を乗じて得た額を加算した額とする。

（始良市北山野外研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第27条 始良市北山野外研修センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第12条中「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。」を削る。

第17条中「き損」を「毀損」に改める。

第28条 始良市北山野外研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表使用料（円）の欄中「100」を「110」に、「320」を「330」に、「3,240」を「3,300」に改める。

（始良市スターランドA I R Aの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第29条 始良市スターランドA I R Aの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第11条中「き損」を「毀損」に改める。

第30条 始良市スターランドA I R Aの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表小学生、中学生及び高校生の項中「100円」を「110円」に改め、同表その他の者（幼児を除く。）の項中「210円」を「220円」に改める。

（始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第31条 始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表使用料（1時間当たり）の欄中「308円」を「310円」に、「515円」を「520円」に改める。

（棕鳩十文学記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第32条 棕鳩十文学記念館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第211号）の一部を次のように改正する。

別表個人の項中「329円」を「330円」に、「216円」を「220円」に改め、同表団体（15人以上、1人につき）の項中「278円」を「270円」に、「103円」を「110円」に改め、同表備考を削る。

（始良市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第33条 始良市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条を次のように改める。

（入館料）

第9条 入館料は無料とする。

第10条 削除

第11条中「き損」を「毀損」に改める。

第14条第1項中第3号を削り、同項第4号中「と、「入館料」とあるのは「利用料金」」を削り、同号を同条第3号とする。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

別表を削る。

（始良市龍門陶芸・健康の里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第34条 始良市龍門陶芸・健康の里の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第9条中「（その合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第20条関係）

(1) 陶芸体験館（1時間当たり）

区分	基本使用料	冷暖房使用料	照明料
研修室	130円	110円	
陶芸室	作陶台1台当たり 110円		
	陶芸室（作陶台を含む。）をすべて占用する場合 880円		
調理室	220円	110円	
多目的ホール	660円	440円	220円
上記に掲げるものの以外の施設等	1 m ² 当たり 4円		

(2) 屋内競技場（1時間当たり）

区分	基本使用料	冷暖房使用料	照明料
ゲートボール場	1面（20m ×		1面 220円

	15m) 当たり 220円 1面 (25m × 20m) 当たり 330円		全面 440円
テニスコート	660円		440円

(3) 多目的広場

基本使用料	冷暖房使用料	照明料
展示会、集会及びこれらに類する行為をする場合 1 m ² につき 1 日当たり 5 円		110円
競技会及びこれらに類する行為のため、全面を占用する場合 1 時間当たり 220円		110円

(4) 上記に掲げるもの以外の敷地等

基本使用料
1 m ² につき 1 日当たり 5 円

備考

- 1 使用者が陶芸の里の施設等を使用する時間（以下「使用時間」という。）には、準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間が 1 時間を超えた場合の使用料については、当該超過時間が 30 分未満のときは 1 時間当たりの使用料の 2 分の 1 の額を、30 分を超え 1 時間以内のときは 1 時間当たりの使用料を加算するものとする。
- 3 この表において陶芸の里の基本使用料が「1 m²当たり」と定められている施設等及び敷地を使用する場合において、その使用する面積に 1 m²に満たないものがあるときは、これを 1 m²とみなし当該基本使用料の規定を適用するものとする。
- 4 使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、当該入場料等の額が 1,000 円を超える場合には基本使用料に 100 分の 150 を乗じて得た額、1,000 円以下の場合には基本使用料に 100 分の 120 を乗じて得た額とする。
- 5 使用者が、商品の宣伝、展示又は販売等の商業行為を目的として陶芸の里の施設等及び敷地を使用する場合の使用料の額は、基本使用料の額及び備考 1 から備考 4 までの規定をそれぞれ適

用し算定した額に、100分の200を乗じて得た額とする。

- 6 使用者が、市の区域内に居住しない者である場合の使用料の額は、基本使用料の額及び備考1から備考5までの規定をそれぞれ適用し算定した額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が、屋内競技場において仮設の弓道設備を使用する場合の使用料は、ゲートボール場の使用に係る規定を準用するものとし、基本使用料の額及び備考1から備考6までの規定をそれぞれ適用し算定した額とする。
- 8 陶芸の里の設備及び備品等の基本使用料は、次の表の定めるところによる。

種別	単位	基本使用料
陶芸室の設備及び備品等	1回、1単位につき	16,500円以内で規則で定める額
多目的ホールの設備及び備品等	1回、1単位につき	3,300円以内で規則で定める額
屋内競技場の設備及び備品等	1回、1単位につき	5,500円以内で規則で定める額
多目的広場の設備及び備品等	1回、1単位につき	5,500円以内で規則で定める額
その他の設備及び備品等	1回、1単位につき	5,500円以内で規則で定める額

（始良市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第35条 始良市体育館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第36条 始良市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第13条関係）

(1) 始良市加治木体育館使用料

区分			使用料
専用 使用	アマチュアス ポーツに使用	高校生以下の児童生徒	110円
		上記以外の者	220円

	する場合		
	その他に使用する場合		660 円
照明施設			220 円

備考

- 1 金額は、全面・1時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 半面を使用するときの使用料（照明施設も含む。）は、1時間当たりの使用料の2分の1の額を徴収する。
- 5 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。
- 6 使用者が入場料を徴収する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に5割を加算した額とする。

(2) 始良市始良体育センター使用料

区分			使用料
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	220 円
		上記以外の者	440 円
	その他に使用する場合		1,320 円
一部使用 （半面未満）	高校生以下の児童生徒		50 円
	上記以外の者		110 円
照明施設			220 円

備考

- 1 金額は、1時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 半面を使用するときの使用料（照明施設も含む。）は、1時間当たりの使用料の2分の1の額を徴収する。
- 5 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設を除く。）は、

上記使用料に10割を加算した額とする。

- 6 使用者が入場料を徴収する場合の使用料（照明施設を除く。）
は、上記使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

(3) 始良市蒲生体育館「おおくすアリーナ」使用料

区分			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	350 円	1,050 円
		上記以外の者	700 円	
	その他に使用する場合		2,100 円	3,150 円
	照明施設		1,650 円	
一部使用	卓球	高校生以下の児童生徒	50 円	
		上記以外の者	110 円	
	バドミントンコート	高校生以下の児童生徒	50 円	
		上記以外の者	110 円	
	バレーボールコート	高校生以下の児童生徒	110 円	
		上記以外の者	220 円	
	バスケットボールコート	高校生以下の児童生徒	160 円	
		上記以外の者	330 円	
	照明（一回路6灯）		100 円	
	舞台		130 円	

会議室		130 円
附帯設備	アリーナ音響	130 円
	温水シャワー	100 円

備考

- 1 金額は、1 時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は1 時間当たりの使用料の2 分の1 の額、30分を超え1 時間以内の場合は1 時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設及び附帯設備を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

（始良市加治木運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第37条 始良市加治木運動場の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第217号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第16条関係）

- (1) 野球場・陸上競技場・ソフトボールコート

区分		使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下の児童生徒	110 円
	上記以外の者	220 円
その他に使用する場合		660 円

- (2) 照明施設使用料

区分	使用料
野球場	1,650 円
ソフトボールコート	410 円

- (3) 部分利用（部分利用は、野球場の内野部、陸上競技場の一部、グラウンドゴルフ利用（1/3面）に適用する。）

区分		使用料
部分利用	高校生以下の児童生徒	70 円
	上記以外の者	140 円

備考

- 1 金額は、1 時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間

を含むものとする。

- 3 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。
- 5 使用者が入場料を徴収する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に5割を加算した額とする。

（始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例の一部改正）
第38条 始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第39条 始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第14条関係）

区分		使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下の児童生徒	110 円
	上記以外の者	220 円
その他に使用する場合		660 円
照明施設		1,650 円

備考

- 1 金額は、1時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

（始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第40条 始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第19条中「き損」を「毀損」に改める。

第41条 始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第15条関係）

区分		使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	高校生以下の児童生徒	110 円
	上記以外の者	220 円
その他に使用する場合		660 円
照明施設		110 円

備考

- 1 金額は、1時間当たりの使用料とする。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。時間延長の場合も、同様とする。
- 4 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。
- 5 使用者が入場料を徴収する場合の使用料（照明施設を除く。）は、上記使用料に5割を加算した額とする。

（始良市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第42条 始良市弓道場の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第43条 始良市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第12条関係）

区分		使用料
個人利用 （1 回につき）	高校生以下の児童生徒	50 円
	上記以外の者	100 円
専用利用（1 時間当たり）		500 円

備考

- 1 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間が30分以内の場合には1時間当たりの使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は1時間当たりの使用料を徴収する。ただし、時間延長の場合も、同様とする。
- 3 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

第 6 章 農林水産部関係

（始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第44条 始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第45条 始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第12条関係）

(1) 加治木生活改善センター使用料

区分	半日	全日	夜間	超過 1 時間 当たり
研修室	320 円	640 円	430 円	100 円
食品加工室	1,100 円	2,200 円	1,100 円	270 円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は午後 5 時から午後 10 時までとする。
- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは30分以上を 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 3 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の2倍とする。

(2) 始良生活改善センター使用料

区分	半日	全日	夜間	超過1時間 当たり
大研修室	540円	1,080円	750円	130円
小研修室	430円	860円	640円	100円
和室	430円	860円	640円	100円
食品加工室	1,100円	2,200円	1,100円	270円

備考

- 1 半日は午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで、全日は午前9時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後10時までとする。
- 2 超過時間は、1時間未満の端数があったときは30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の2倍とする。

(3) 蒲生生活改善センター使用料

区分	使用料
集会室	1時間当たり310円 冷暖房料込み
和室（8畳）	無料
和室（6畳）	

備考

- 1 超過時間は、1時間未満の端数があったときは30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 2 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の2倍とする。

（始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第46条 始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第47条 始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条、第16条関係）

(1) 加治木農産加工センター使用料

区分	使用料
全日	8,640円
半日	4,320円
夜間	7,020円
超過 1 時間当たり	1,400円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は午後 5 時から午後 10 時までとする。
- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは30分以上を 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の 2 倍とする。

(2) 始良農産加工センター使用料

区分	使用料
全日	3,240 円
半日	1,620 円
上記に規定する時間の区分以外の時間においてセンターを使用する場合、1 時間までごとにつき	430 円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは30分以上を 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の 2 倍とする。

(3) 蒲生農産加工センター使用料

区分	使用料
全日	4,000 円
半日	2,000 円
上記に規定する時間の区分以外の時間においてセンターを使用する場合、1 時間までごとにつき	500 円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは30分以上を 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合は使用料については、いずれも、当該金額の 2 倍とする。

(4) 蒲生農産加工センター分室使用料

区分		使用料
やまいも	全日	640円
	半日	320円
その他	全日	640円
	半日	320円
冷蔵庫	1 日当たり	320円
冷凍庫	1 日当たり	320円
上記に規定する時間の区分以外の時間においてセンターを使用する場合、1 時間までごとにつき		100 円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは30分以上を 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合は使用料については、いずれも、当該金額の 2 倍とする。

(始良市小山田農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第48条 始良市小山田農産加工センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

第49条 始良市小山田農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第14条関係）

区分	使用料
全日	4,000円
半日	2,000円
夜間	2,200円
超過 1 時間当たり	650円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は午後 5 時から午後 10 時までとする。
- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは 30 分以上を 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の 2 倍とする。

（始良市小山田ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 50 条 始良市小山田ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 14 条関係）

区分	1 時間当たり	備考
研修室	200 円	エアコン付き
交流施設	70 円	
係留場	70 円	
機械置場	10 円	
乾燥室	10 円	
製品置場	10 円	
空調機の使用（製品置場内）	105 円	

備考 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは 30 分以上を 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

（始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 51 条 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税を含む。）」を削り、同条第 2 項中「温泉保養券」を「健康チケットあいあい又は温泉保養券」に改める。

第 52 条 始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条、第 14 条関係）

研修室 （エアコン代込み）	1 時間当たり	300 円
体育室	1 時間当たり	200 円
食品加工室	半日	1,100 円
	全日	2,200 円
	夜間	1,100 円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は午後 5 時から午後 10 時までとする。
- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは 30 分以上を 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合は使用料については、いずれも、当該金額の 2 倍とする。

（始良市上名地区農村振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 53 条 始良市上名地区農村振興センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年始良市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第 13 条中「き損」を「毀損」に改める。

第 54 条 始良市上名地区農村振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条、第 17 条関係）

	半日	全日	夜間	備考
会議研修室	540 円	1,080 円	750 円	超過 1 時間当たり 130 円
調理実習室	320 円	640 円	430 円	超過 1 時間当たり 80 円

備考

- 1 半日は午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、全日は午前 9 時から午後 5 時まで、夜間は午後 5 時から午後 10 時までとする。
- 2 超過時間は、1 時間未満の端数があったときは 30 分以上を 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

（始良市蒲生ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第55条 始良市蒲生ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第12条関係）

施設区分	利用区分	使用料	備考
集会室 1	1 時間当たり	400 円	冷暖房料込み
集会室 2	1 時間当たり	400 円	
研修室	1 時間当たり	400 円	
農産加工室	全日	4,000 円	超過 1 時間当たり 500 円
	半日	2,000 円	

備考

- 1 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の 2 倍とする。
- 2 1 時間未満の端数があつたときは30分以上を 1 時間とし、30分未満は切り捨てる（農産加工室を除く。）。

（始良市蒲生農作業準備休憩施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第56条 始良市蒲生農作業準備休憩施設の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第142号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第14条関係）

区分	単位	金額	備考
休憩室使用料	1 時間当たり	市内居住者 200円	
		市外居住者 400円	
冷暖房装置使用料	1 台／時間	200円	コイン式

備考 休憩室使用の超過時間について、1 時間未満の端数があつたときは30分以上を 1 時間とし、30分未満は切り捨てる。

（始良市郷土芸能等伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第57条 始良市郷土芸能等伝承館の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第58条 始良市郷土芸能等伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第17条関係）

区分	使用料（1時間当たり）
和紙製作室	400 円
竹細工室	250 円
郷土芸能研修室	500 円
第一研修室	200 円
第二研修室	200 円

備考

- 1 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 2 超過時間は、1時間未満の端数があつたときは30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。

（始良市辺川地区多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第59条 始良市辺川地区多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第14条関係）

区分	使用料（1時間当たり）	備考
研修室(小)	200円	調理室・エアコン代含む
研修室(大)	250円	調理室含む

備考 超過時間は、1時間未満の端数があつたときは30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。

（始良市畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第60条 始良市畜産研修センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第11条中「き損」を「毀損」に改める。

第61条 始良市畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

施設名称	区分	使用料	備考
研修室	1時間当たり	130円	係留舎と研修室の同時使用の場合は、研修室の使用料は無料とする。
係留舎	1時間当たり	100円	係留舎の使用には、晴天審査場及び駐車場の使用を含む。

備考 超過時間は、1時間未満の端数があったときは30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。

（始良市民農園条例の一部改正）

第62条 始良市民農園条例（平成24年始良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

第63条 始良市民農園条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「308円」を「460円」に改め、同表備考中「料金に100分の200を乗じて得た」を「料金の2倍の」に改める。

（始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第64条 始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「消費税相当額を含む。ただし、」を削る。

別表(1)アの表使用料の欄中「1,080円」を「1,100円」に、「648円」を「660円」に、「540円」を「550円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「108円」を「110円」に、「1張1泊につき540円」を「1張1泊につき750円」に、「216円」を「220円」に改め、同表備考4中「1,728円」を「1,760円」に改め、同表備考5を削る。

別表(1)イの表宿泊（1棟1泊につき）の欄中「16,200円」を「16,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「13,500円」を「13,750円」に、「12,420円」を「12,650円」に改め、同表休憩（1棟休憩1回につき）の欄中「5,184円」を「5,280円」に、「540円」を「550円」に、「4,644円」を「4,730円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,024円」を「3,080円」に改め、同表備考4を削る。

別表(2)の表使用料の欄中「756円」を「770円」に、「324円」を「330円」に、「108円」を「110円」に、「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同表備考2を削り、備考1を備考とする。

(始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第65条 始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含む。)」を削る。

第10条中「き損」を「毀損」に改める。

第66条 始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表(第7条、第14条関係)

区分	1時間当たり
研修室	130円
小会議室	100円

備考 超過時間は、1時間未満の端数があったときは30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(始良市山村地域集会センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第67条 始良市山村地域集会センターの設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含む。)」を削る。

第10条中「き損」を「毀損」に改める。

第68条 始良市山村地域集会センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条、第14条関係)

区分	単位	使用料
研修室	1時間当たり	130円

和室		100 円
----	--	-------

備考 超過時間は、1 時間未満の端数があつたときは30分以上を1 時間とし、30分未満は切り捨てる。

（始良市漁港管理条例の一部改正）

第69条 始良市漁港管理条例（平成22年始良市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

2 占用料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものについては、別表第1の規定により算出した額に消費税等相当額（同法の規定に基づき算出した消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）とする。

別表第1 1 使用料の表額の欄中「2 円16銭」を「2 円20銭」に、「64円80銭」を「66円」に、「3 円24銭」を「3 円30銭」に、「1 円8 銭（2 円37銭）」を「1 円10銭（2 円41銭）」に、「1 円51銭（2 円80 銭）」を「1 円53銭（2 円85銭）」に、「41円4 銭（79円92銭）」を「41 円80銭（81円40銭）」に、「1 円29銭（2 円59銭）」を「1 円31銭（2 円63銭）」に、「1 円72銭（3 円2 銭）」を「1 円75銭（3 円7 銭）」に、「47円52銭（86円40銭）」を「48円4 銭（88円）」に、「43円20銭」を「44円」に改める。

別表第1 2 占用料の表額の欄中「1000分の2.16」を「1000分の2.2」に、「1000分の3.24」を「1000分の3.3」に改める。

別表第2 1 土砂採取料の表金額の欄中「37円80銭」を「38円50銭」に、「54円」を「55円」に、「43円20銭」を「44円」に、「594円」を「605円」に、「16円20銭」を「16円50銭」に、「27円」を「27円50銭」に改める。

別表第2 2 占用料の表額の欄中「1000分の2.16」を「1000分の2.2」に、「3 円24銭」を「3 円30銭」に、「1000分の3.24」を「1000分の3.3」に、「2 円70銭」を「2 円75銭」に改める。

第7章 建設部関係

（始良市公園条例の一部改正）

第70条 始良市公園条例（平成22年始良市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。」を削り、同条第2項中「（消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を含む。）」を削る。

別表第1 始良市総合運動公園の項中「、テニスコート更衣室」を削り、同表思川公園の項及び始良ニュータウン中央公園の項を削る。

別表第2 都市公園施設名の欄中「テニスコート更衣室」を削り、同表公園名の欄中「思川公園」及び「始良ニュータウン中央公園」を削る。

別表第3 第11条第2項（法第6条第2項）により公園を占用する場合の表備考2を削り、備考1を備考とする。

別表第4中「始良総合運動公園」を「始良市総合運動公園」に改め、同表

1 始良総合運動公園 (2) テニスコートの表中

「

更衣室（シャワーを含む。）	1人	20円
照明	1面（1時間）	540円

」を

「

照明施設	1面（1時間当たり）	250円
------	------------	------

」に改める。

別表第4 3 思川公園 (1) 広場の表を次のように改める。

3 削除

別表第4 4 始良ニュータウン中央公園 (1) 広場の表を次のように改める。

4 削除

第71条 始良市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第4 有料公園施設使用料の表を次のように改める。

別表第4（第14条、第27条関係）

1 始良市総合運動公園

(1) 陸上競技場及び附帯施設

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1時間当たり	
専用 使用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	高校生以下 の児童生徒	160円	480円
		上記以外の 者	320円	

	その他に使用する場合	960 円	1,440 円
更衣室			130円
会議室			130円
放送室			130円

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(2) テニスコート

使用区分		入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
		1 時間 当たり	
一面に つき	高校生以下の児童生徒	160 円	480 円
	上記以外の者	320 円	
照明施設		1 面 250 円	

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設は除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(3) 多目的広場

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1 時間当たり	
専用 使用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	高校生以下 の児童生徒	110 円	330 円
		上記以外の 者	220 円	
	その他に使用する場合		640 円	990 円

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。

- 2 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(4) 野球場及び附帯施設

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1 時間 当たり	
専 用 使用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	高 校 生 以 下 の 児 童 生 徒	250 円	760 円
		上 記 以 外 の 者	510 円	
	その他に使用する場合		1, 530 円	2, 290 円
スコアボード（1 試合）			2, 080 円	
更衣室			130 円	
放送室			130 円	
会議室			130 円	
役員室			130 円	
審判室			130 円	
屋内野球練習場			650円 ただし、野球場を使用する者が併せて使用する場合は、使用料は徴収しない。	
投球練習場			130円 ただし、野球場を使用する者が併せて使用する場合は、使用料は徴収しない。	

備考

- 1 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 2 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(5) 体育館及び附帯施設

使用区分			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
			1 時間 当たり	
専 用 使用	アマチュ アスポー ツに	高 校 生 以 下 の 児 童 生 徒	870円	2,620円

	使用する場 合	上記以外の 者	1,750円	
	その他に使用する場 合		5,250円	7,870円
一部 使用	バスケット ボールコー ト (1面)	高校生以下 の児童生徒	430円	
		上記以外の 者	870円	
	バレーボー ルコート (1面)	高校生以下 の児童生徒	210円	
		上記以外の 者	430円	
	バトミント ンコート (1面)	高校生以下 の児童生徒	100円	
		上記以外の 者	210円	
	卓球 (1台)	高校生以下 の児童生徒	50円	
		上記以外の 者	100円	
会議室			130円	
多目的室			130円	
役員室			130円	
トレーニング室(1回)			210円	
			回数券12枚つづり1冊につき 2,100円	
シャワー施設(3分間)			50円	
放送室			130円	
照明	専用使用		1,750円	
施設	一部使用(1回路4灯)		210円	

備考

- 1 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
 - 2 市外居住者が使用する場合の使用料(照明施設は除く。)は、上記使用料に10割を加算した額とする。
- (6) 人工芝グラウンド及び附帯施設

使用区分	入場料を徴収	入場料を徴収
------	--------	--------

			しない場合	する場合
			1 時間 当 たり	
専 用 使 用	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	高 校 生 以 下 の 児 童 生 徒	750 円	2, 250 円
		上 記 以 外 の 者	1, 500 円	
	そ の 他 に 使 用 す る 場 合		4, 500 円	6, 750 円
照 明 施 設			1, 300 円	

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設は除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。
- 人工芝グラウンドを半面使用するときの使用料は、1時間使用料の2分の1とする。
- 人工芝グラウンドの照明施設を半面使用するときの使用料は、1時間当たりの使用料の2分の1とする。

2 船津公園

(1) テニスコート

施設	区分	使用料 (1 時間当たり)
一面につき (専用使用)	高校生以下の児童生徒	110 円
	上記以外の者	220 円

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

(2) 広場及び附帯施設

施設	区分		使用料 (1 時間当たり)
広場（一面 につき専用 使用）	アマチュアス ポーツに使用 する場合	高校生以下の 児童生徒	110円
		上記以外の者	220円
	その他に使用する場合		660円

管理棟	130円
照明施設	1,650円

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設は除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

3 帖佐グラウンド

施設	区分		使用料 (1時間当たり)
広場（一面につき専用使用）	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	110円
		上記以外の者	220円
	その他に使用する場合		660円

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

4 高岡公園

施設	区分		使用料 (1 時間当たり)
広場（一面につき専用使用）	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	110円
		上記以外の者	220円
	その他に使用する場合		660円
照明施設			1,650円

備考

- 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設は除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条、第4条、第6条、第10条、第12条、第14条、第16条、第20条、第23条、第25条、第27条、第29条、第33条、第35条、第38条、第40条、第42条、第44条、第46条、第48条、第51条、第53条、第57条、第60条、第62条、第65条、第67条及び第70条の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第3条、第5条、第9条及び第63条の規定 平成32年4月1日
(始良市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の始良市文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。
(始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第7条の規定による改正後の始良市特産品売場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。
(始良市蒲生観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第8条の規定による改正後の始良市蒲生観光交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。
(始良市住吉池公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第11条の規定による改正後の始良市住吉池公園の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。
(始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第13条の規定による改正後の始良市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納し

た場合においては、なお従前の例による。

（始良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第15条の規定による改正後の始良市温泉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに改正前の始良市温泉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定により発行された割引回数券は、改正後の始良市温泉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定により発行された割引回数券とみなす。

（始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第17条の規定による改正後の始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

（始良市加治木福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第18条の規定による改正後の始良市加治木福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市加治木ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 第19条の規定による改正後の始良市加治木ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 第21条の規定による改正後の始良市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市竹細工等作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 第22条の規定による改正後の始良市竹細工等作業所の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

（始良市立学校施設使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 第24条の規定による改正後の始良市立学校施設使用料条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日

までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市公民館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 14 第26条の規定による改正後の始良市公民館条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市北山野外研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 第28条の規定による改正後の始良市北山野外研修センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 16 第31条の規定による改正後の始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市龍門陶芸・健康の里の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 17 第34条の規定による改正後の始良市龍門陶芸・健康の里の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 18 第36条の規定による改正後の始良市体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市加治木運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 19 第37条の規定による改正後の始良市加治木運動場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例の一部改正に

伴う経過措置)

- 20 第39条の規定による改正後の始良市大楠運動公園球技場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 第41条の規定による改正後の始良市大楠運動公園多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(始良市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 22 第43条の規定による改正後の始良市弓道場の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 第45条の規定による改正後の始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

(始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 24 第47条の規定による改正後の始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(始良市小山田農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 25 第49条の規定による改正後の始良市小山田農産加工センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(始良市小山田ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 26 第50条の規定による改正後の始良市小山田ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

(始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 27 第52条の規定による改正後の始良市三叉コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料につい

て適用する。ただし、市内居住者が施行日の前日までに当該使用の許可を受けた場合においては、なお従前の例による。

（始良市上名地区農村振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 28 第54条の規定による改正後の始良市上名地区農村振興センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、市内居住者が施行日の前日までに当該使用の許可を受けた場合においては、なお従前の例による。

（始良市蒲生ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 29 第55条の規定による改正後の始良市蒲生ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市蒲生農作業準備休憩施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 30 第56条の規定による改正後の始良市蒲生農作業準備休憩施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

（始良市郷土芸能等伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 31 第58条の規定による改正後の始良市郷土芸能等伝承館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市辺川地区多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 32 第59条の規定による改正後の始良市辺川地区多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

（始良市畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 33 第61条の規定による改正後の始良市畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、市内居住者が施行日の前日までに当該使用の許可を受けた場合においては、なお従前の例による。

（始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経

過措置)

- 34 第64条の規定による改正後の始良市さえずりの森の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。

(始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 35 第66条の規定による改正後の始良市林業活性化センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、市内居住者及び始良西部森林組合の者が施行日の前日までに当該使用の許可を受けた場合においては、なお従前の例による。

(始良市山村地域集会センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 36 第68条の規定による改正後の始良市山村地域集会センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

(始良市漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 37 施行日前から継続した漁港施設の使用に係る使用料及び占用料のうち、消費税の課税対象となるものの算定(以下この項において「使用料等の算定」という。)は、施行日の前日までに使用した使用料等の算定は第69条の規定による改正前の始良市漁港管理条例別表第1及び別表第2の規定により、施行日以後に使用した使用料等の算定は、第69条の規定による改正後の始良市漁港管理条例別表第1及び別表第2の規定により、それぞれ日割計算によって行うものとする。この場合において、施行日以後に使用する使用料等の算定について、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した者については、なお従前の例による。

(始良市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 38 第71条の規定による改正後の始良市公園条例の規定は施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日の前日までに当該使用の許可を受け、かつ、使用料を前納した場合においては、なお従前の例による。